

門川町売買契約款

(総則)

- 第1条 買主と、売主は、門川町財務規則及びこの約款に基づき、別添の内訳書、仕様書及び図面に従い、この契約を履行するものとする。
- 2 売主は、納入期限内に契約物件（以下「物件」という。）を納入しなければならない。ただし、買主から特に指示を受けたときは、契約書の納入期限内において当該物件を分納することができる。

(納入の通知)

- 第2条 売主は物件を納入したときは、直ちに、目的物引渡書によりその旨を買主に通知しなければならない。前条2項の規定により分納する場合も同様とする。

(検査)

- 第3条 買主は、前条の規定により納入の通知を受けたときは、その日から10日以内に売主の立ち会いを求めて物件の検査を行うものとする。
- 2 売主は、売主が前項の検査に立ち会わないときは、その検査の結果につき、立ち会わない事による異議を申し立てることはできない。
- 3 第1項の検査に合格しないときは、売主は直ちに取り替え等を行い、納入期限又は買主の指定する期日までに再検査を受けなければならない。この場合における物件の納入及び検査等については、前条及び前2項の規定を準用する。

(物件の引き渡し)

- 第4条 売主は、納入物件が買主が行う検査に合格したときは、納入場所において遅滞なく当該物件を買主に引き渡さなければならない。

(一般的損害)

- 第5条 物件の引き渡し前に、納入物件について生じた損害は、売主の負担とする。ただし、その損害の発生が買主の責に帰すべきときは、この限りでない。

(売主の請求による納入期限の延長)

- 第6条 売主は、天災地変その他売主の責に帰することができない事由により、納入期限内に納入することができないときは、納入期限内に買主に対して、その事由を付して納入期限の延長を求めることができる。その延長日数は、買主と売主とが協議してこれを定めるものとする。

(売主の履行遅滞の場合の違約金)

- 第7条 売主の責に帰すべき事由により、期限内に納入する事ができない場合において、期限後に納入の見込みのあるときは、買主は期限を定めてその履行を催促するとともに、違約金を徴収するものとする。
- 2 前項の違約金は、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により財務大臣が決定する率の割合（この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下「財務大臣決定割合」という。）で計算した額とする。ただし、買主が第1条第2項の規定により引き渡しを受けたものがあるときは、当該部分に相当する代価を差し引くものとする。

(契約代金の支払い等)

- 第8条 売主は、頭書の物件の全てについて第4条の規程による引き渡しがあった後、所定の手続きにより契約代金の支払いを請求するものとする。
- 2 買主は、前項の請求があったときはこれを審査し、適正と認めたときはその受領した日から30日以内にこれを支払わなければならない。ただしやむを得ない理由があるときはその期間を45日まで延長することができる。
- 3 売主は、買主の責に帰すべき事由により、前項の規定による契約代金の支払いが遅れたときは、買主に対して財務大臣決定割合で計算した金額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(契約不適合責任)

第9条 買主は、引渡しの完了した物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を売主に請求することができる。ただし、売主は、買主に不相当な負担を課すものではないときは、買主が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の契約不適合が、買主の責めに帰すべき事由であるときは、買主は、同項の規定による履行の追完の請求をすることができない。

3 第1項の場合において、買主が、相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、買主は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

（1）履行の追完が不能であるとき。

（2）売主が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（3）物件の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約の締結した目的を達することができない場合において、売主が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

（4）前3号に掲げる場合のほか、買主がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 売主が契約不適合の物件を引渡した場合において、買主が契約不適合を知ったときから1年以内にその旨を売主に通知しないときは、買主は、その不適合を理由として、履行追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、売主が引渡しの時にその不適合を知り、又は、重大な過失によって知らなかつたときは、この限りでない。

(部分払い)

第10条 売主は、第8条第1項の規定にかかるわらず、その既納部分が全体の10分の3をこえた場合には、その既納部分に対する契約代金額につき、部分払いを請求することができる。

(契約保証金の還付等)

第11条 売主の納付した契約保証金は、この契約の履行完了後、買主から売主へ還付するものとする。

2 売主が契約上の義務を履行しないとき（第7条に定める履行遅滞の場合を除く。）は、契約保証金は買主に帰属するものとする。ただし、売主の契約上の義務の不履行により発生した買主の損害額が、契約保証金に対し過不足あるときは、買主はその過不足額を追徴し、又は還付する。

(契約の変更及び中止等)

第12条 買主は、必要があるときは契約の内容を変更し又は物件の納入を一時中止し若しくはこれを打ち切ることが出来る。この場合において、納入期限又は契約金額を変更する必要があるときは、買主と売主とが協議して書面によりこれを定める。

(契約の解除)

第13条 買主は、売主が次の各号の一に該当するときは契約を解除することができる。

（1）契約の締結又は履行について不正の行為があつたとき。

（2）納入期限内に物件の引き渡しを終わらないとき。

（3）納入期限内に明らかに契約履行の見込みがないと認められるとき。

（4）売主が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（売主が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、売主が法人である場合にはその役員、その支店又は売買契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用したと認められ

るとき。

- ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - キ 法人の役員等又は使用人が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ク 受注者が、アからカまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合（キに該当する場合を除く。）に発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (5) 前各号の外、売主がこの契約事項に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき。
- 2 売主は、次の各号の一に該当する事由があるときは契約を解除することができる。
- (1) 契約内容の変更により、契約金額が3分の2以上減少するとき。
 - (2) 買主が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないとき。
- 3 前2項の規定により契約が解除された場合における既納部分の取扱については、買主と売主とが協議して定めるものとする。

(買主の損害賠償請求等)

第14条 買主は、売主がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、債務の不履行が契約その他の債務発生原因及び取引上の社会通念に照らして売主の責めに帰することができない事由によるときは、この限りでない。

2 買主は、前項に定める以外に、売主がこの契約に違反するときは、違約金として契約代金の10分の1に相当する額（違約金の額を超える損害が発生したときは、その額）を請求することができる。ただし、債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び社会通念に照らして売主の責めに帰することができない事由によるときは、この限りでない。

(債権譲渡等の禁止)

第15条 売主は、買主が特に承認した場合のほか、この契約によって生ずる契約上の債権を第三者に譲渡し、又は、担保の目的に供してはならない。

(契約外の事項)

第16条 この契約書に定めない事項については、必要に応じて買主と売主とが協議してこれを定めるものとする。

(特記事項)

この契約書に定める契約金額は消費税を含む総額である。

附則

この約款は、平成14年4月1日から施行する
この約款は、平成17年4月1日から施行する
この約款は、平成20年12月1日から施行する
この約款は、平成23年4月1日から施行する
この約款は、平成29年6月1日から施行する
この約款は、令和2年12月1日から施行する
この約款は、令和6年10月1日から施行する